

柏市生きもの多様性プラン重点的施策の評価

※現状の評価について、青：実施済みもしくは実施中、赤：未実施、黄：一部実施

【評価基準】：本改訂の基本としたい下記3点の政策の方向性を基準に、現状からの評価と今後の展開、課題を考察

①保全に携わる人の充実、②手賀沼を中心とした流域全体の環境回復の意識の醸成、③希少種などの保全活動のノウハウの継承

大項目	中項目	小項目	内容	新規事業	現状	評価と課題	担当課
(1) 協働プロジェクト	①多様な主体のネットワークによる生きもの多様性保全の推進	a. 手賀沼水環境保全協議会との連携	手賀沼の水辺環境に関係する国や千葉県や流域自治体、関連機関、市民等で構成する「手賀沼水環境保全協議会」をはじめ、「美しい手賀沼を愛する市民の連合会」「大学コンソーシアム柏手賀沼分科会」と協働して、手賀沼を中心とする生きもの多様性に関する施策を推進していきます。		手賀沼に関わる関係団体との連携、協働は実施しているところである。 生きもの多様性に関わるところでは、近年、手賀沼流域における水生外来植物の繁茂が課題となっており、千葉県や市民団体等と対応を進めている。 「大学コンソーシアム柏手賀沼分科会」は休止中となっている。	生きもの多様な生息空間を保全していくうえで、ネットワークとして各主体の連携と調整の場は必要となる。 例えば、「手賀沼水環境保全協議会」は、手賀沼流域における千葉県や流域自治体、関係市民団体との連携強化の面では成果をあげており、手賀沼に関わる諸課題について、各主体ごとに出来る取組を協力して推進している点で、意味のあるものとなっていると評価できる。 一方で、既存の保全活動の現場において団体の取り組みや知識を新たに柏の自然を知ろうとする人々に伝えていく方法も重要な手法であり、会議形式にこだわらず、現場での保全活動に焦点を当て、人をつなぎ、保全活動を次世代につなげていくことに焦点を当てた方向性に向けて動いていくことを考えている。	環境政策課
		b. 生きもの多様性活動ネットワークの構築	手賀沼における「手賀沼環境保全協議会」の構成メンバー等や、利根川や利根運河流域などでの生きもの多様性に関する団体、大学等の教育研究機関等で、ネットワークを構成するため、「柏市生きもの多様性プラン推進委員会」（仮称）を設立します。 また、生きもの多様性ネットワークの活動拠点として、「柏市生きもの多様性センター（仮称）」の設置を検討します。	○	未実施		
(2) 生きもの多様性空間の整備と再生	①生きもの多様性空間の整備	a. 既存ビオトープの支援と活用	柏市には、すでに整備されているビオトープ施設があり、その維持・活用活動を支援すると共に、一層の動植物の多様性の再生を図り、その豊かな生態系を活かした環境学習の場等として利用します。		名戸ヶ谷ビオトープにおいて、近隣住民を中心に自然観察会や稲刈り体験等を実施するなど活用を進めている。 東日本大震災以降中断していた名戸ヶ谷小学校による稲作体験についても、平成28年度より再開し、地域の環境学習の場としても利用されている。 現在の課題として、湧水の湧出量の減少、活動団体の高齢化があげられる。	各保全地区とも地域の特性を活かしながら、市民団体が中心となった多様な生きもの生息空間としての整備が進められ多様な環境が保全されている。 一方で、多くの地点で生きもの生息空間を保全するハード面での整備が完了しつつあるなか、環境学習などのソフト面において、地域や市民への還元をどのような手法で進めていくか、何を広義の目的として展開させられるかという点で停滞感があることは否めない。 また、関係する各団体ともに会員の高齢化が課題となっており、今後の発展性に向けた種まきとして、既存の保全地区を活かした一般市民への生きもの多様性の理解を広げていく手法を模索する必要がある。	環境政策課 公園管理課 公園緑政課
		b. 重要な湿地の生きもの多様性空間としての保全と整備	大青田湿地等の良好な生態系を持ち、多くの動植物が見られる場所を、「生きもの多様性重要地区」に指定した上で、生きもの多様性空間として保全し、生態系に影響を与えないよう配慮しつつ、環境学習に活用できるように、木道等の整備を行います。		「生きもの多様性重要地区」の指定は未実施。谷津環境については、平成27年度に「柏市谷津保全指針」を策定し、市内6か所の谷津を保全対象区と定め、対象区内の地権者と保全協定を締結することによって保全を図っている。		
		c. 公園緑地内での生きもの多様性空間の整備	現在、公園緑地内に生きもの多様性空間を整備できないかという市民ニーズがあり、それらのニーズに対応して、地域の公園緑地内に生きもの多様性空間を整備していきます。 また、その維持管理においては、地域の市民及び市民団体と行政の協働により、行うものとします。		「こんぶくろ池自然博物館」及び「酒井根下田の森」において、市民が中心となったNPO法人が参画し、生きもの多様性空間を保持した公園緑地の維持管理を実施している。		
		d. ホタル等の人里の昆虫の生息空間の保全と再生	対象地としては、すでに市民等により、ホテル等の人里の昆虫の生息空間の保全と再生活動が行われている場所を当面の対象地として選定します。 さらに、将来的には保全と再生に関わっている市民等とも協議し、新たな生きもの多様性空間の保全と再生の対象地として検討していきます。		新柏駅近傍に所在する増尾の森を平成27年度に公有地化。 現在、市民団体が中心となってヘイケボタルの自生に向けた取り組みや希少植物の保全など環境再生に資する活動を実施している。 また、年に1回、ホテル観察会を実施しており、地域のふるさと協議会とも協力しながら、近隣住民に自然環境を考えてもらう機会を提供している。		
		e. 「生きもの多様性の庭」づくり	市民が生きもの多様性に理解し、生きものに親しむための身近な施策として、「生きもの多様性の庭」づくりを進めます。 「生きもの多様性の庭」とは、家庭の庭やベランダに小鳥や昆虫等の身近な動物が集まる植物や水辺のあるスペースを作ってもらい、生きもの集う場所として、生きもの多様性の重要性を感じてもらうためのスペースを意味します。 また、それらの生きものが集う様子を、写真等で市に送っていただくことで「生きもの多様性の庭」として市が認定し、ホームページ等に掲載するなど身近な生きもの多様性を広めるとともに、環境学習及び啓発施策としても活用していきます。	○	未実施		

柏市生きもの多様性プラン重点的施策の評価

※現状の評価について、青：実施済みもしくは実施中、赤：未実施、黄：一部実施

【評価基準】：本改訂の基本としたい下記3点の政策の方向性を基準に、現状からの評価と今後の展開、課題を考察

①保全に携わる人の充実、②手賀沼を中心とした流域全体の環境回復の意識の醸成、③希少種などの保全活動のノウハウの継承

大項目	中項目	小項目	内容	新規事業	現状	評価と課題	担当課	
	②里山や谷津の斜面林の保全と再生	a. 里山活動協定の締結の推進	人の手が入らなくなって荒れてきている谷津の樹林地の維持管理を行い、良好な生態系を取り戻すため、地主と市民及び市民団体を結ぶ「里山活動協定」の締結を推進します。		「カシニワ制度」として実施中。 未利用地をカシニワ情報バンクに地権者が登録することで、活動地を探している保全団体等とのマッチングに繋げている。 現在、82地点が登録されており、うち67地点において市民団体による維持管理が実施されている。	近年、生物多様性の面からだけでなく、水源の涵養など水循環の面や雨水流出抑制など災害予防の面からも、里山や斜面林の保全と再生の重要性が見直されてきている。 柏市においては、これまでも様々な制度を用いて樹林地の保全を進めてきたが、その多くが市街化区域の中であり、比較的自然度の高い調整区域への着手は進んでいない。 また、開発を免れる場所だけ残しても、保全する人の確保が進まなければ結果として荒廃化だけが進行し、生きものの生息空間とはかけ離れた単純な管理コストのみが残ることとなる。 様々な面から斜面林などの価値が高まる現状において、活動する人づくりを優先して実行していく必要があると考えている。	環境政策課 公園管理課 公園緑政課	
		b. カーボン・オフセットによる緑地保全の調査研究の推進	担保性のない里山や谷津の斜面林をカーボン・オフセットにより、保全・確保する方策の調査・研究を進めます。	○	未実施			
		c. 樹林地保全のための緑地の保全優先度評価、管理指針作成、制度等の検討	保全の優先度を検討するための樹林地の評価を行い、保全順位を明確にしていきます。 さらに里山管理協定やカーボン・オフセットにより確保された里山や谷津の斜面林の管理について指針を作成し、適切な管理を行っていきます。 また、それらの仕組みを位置づける施策や制度を検討します。	○	柏市緑の基本計画において、防災や景観、生物生息環境など多面的に樹林地の評価を記載している。一方、保全順位付け及び管理指針の策定については未実施となる。			
		d. 重要な緑地減少に対する対策ガイドライン（仮称）の作成	開発により失われる重要な緑地減少に対する影響を緩和するため、対策ガイドラインの作成し、運用します。	○	柏市緑を守り育てる条例に基づき、柏市緑化指導要綱により一定規模以上の開発行為等に対して、規模等に応じた緑化を実施させることで、緑地減少の緩和を図っている。			
	③農地の保全と再生	a. 不耕作地解消のための調査、指導及び啓発、支援	生きものの生息及び生育場所として重要な農地を再生するため、不耕作地の現況把握と、所有者への指導及び啓発、農業者への支援を行います。			農業委員会にて耕作放棄地の調査を毎年実施している。また、農政課において補助金の交付等の支援を実施しているところである。	農地や農産物の生産も生きものの循環を生み出すうえで、欠かせない要素となる。 現在、谷津田をはじめとして、耕作放棄される農地が増加傾向にあり、引き続き農業者への支援は必要となる。	環境政策課 農政課
		b. 沼南地域の農地の保全と再生（手賀沼アグリビジネスパーク事業）	農業者の確保による良好な農地環境の維持を図り、優良な農地の保全を行うと共に、不耕作地の解消・有効利用を図ります。 また、貴重な沼南地域の自然環境、地域の歴史文化資源、農業が連携した観光やレクリエーション情報の発信を行い、地域の農業と自然への関心を高め、沼南地域と都市住民との交流を促進します。			平成28年度に手賀沼アグリビジネスパーク推進協議会を組織し、手賀地域の抱える課題（農業、景観、コミュニティ、文化）の解決と新しいコミュニティの創造に向け、「農」と「観光」を軸に取り組んでいる。 現在、その一環として、道の駅しょうなんの整備などを進めている。	また、手賀沼という地域自然環境の象徴を核にして地域で共有できる環境意識の醸成を図っていくうえでも、「自然」、「景観」、「農」や「観光」など複数の面から活用に向けたアプローチを継続していくことが重要となる。	
	(3) 外来種対策	①市内に生息する外来種等の防除	a. 千葉県外来生物法に基づく防除実施計画の推進	千葉県では、現在（平成23年3月）アカゲザル、キョン、アライグマ、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウ、ウチダザリガニについて防除を行っています。このなかで、アライグマ、カミツキガメについては柏市でも確認されており、県と協力して防除を進めます。		アライグマについては、箱わなを利用した防除を実施。市内における近年の捕獲頭数としては、平成26年度：19頭、平成27年度：9頭、平成28年度：6頭、平成29年度：22頭、平成30年度：31頭であり、増加傾向が見られ始めているため、今後の更なる対策が必要となる。 また、カミツキガメについては、市民からの通報への対応として平成26年度：4匹、平成27年度：2匹、平成28年度：3匹、平成29年度：2匹、平成30年度：2匹を捕獲している。また、市民からキョンの目撃情報も提供されており、今後注視していく必要がある。	近年で最も課題として顕在化している分野であり、特にアライグマに関しては捕獲頭数も増加傾向にあり、生活環境への被害にもつながるため一般市民からの目撃報告も多くあげられている。 特定外来生物は一度広がると他種の生息環境を脅かし、保全地区へ侵入した場合にはその場の生態系への影響も生じるだけに重点的な対策が必要となる。 一方で、既に広がっている外来生物の駆除に関しては、各主体単独での対策では限界があり、行政や市民、市民団体で連携して駆除を進められる仕組みを構築することが欠かせない分野でもある。	環境政策課
b. 防除の必要性の高い外来種への対応			千葉県外来種対策検討委員会では動物及び植物について、それぞれ防除の必要性が高い種を特定した報告書を明らかにしています。 柏市では、これらの報告書及び柏市自然環境調査、実際の被害の発生状況に応じた緊急性を考慮して、防除対象を指定し、防除事業を行います。 また、事業効果をフィードバックし、防除対象の見直しを図ります。		アライグマ、カミツキガメ、オオキンケイギクを中心に駆除等の対応を実施。 手賀沼のナガエツルノゲイトウ、オオキンケイギクに関しては、千葉県や市民団体等と駆除に向けた対応を検討しているところである。 また、近年では、セアカゴケグモやアカカミアリといったこれまでに市内への侵入が確認されていなかった有毒の種の発見報告が続いている。 ただし、柏市として特定の種を防除対象に指定することは未実施となっている。			
c. 外来種・移入種防除に関する啓発と情報収集網の整備			外来種については、市民等から情報が情報源の一つになっています。より多くの情報、より正確な情報を提供してもらうためには、市民等や事業者に対する外来種防除についての啓発が重要です。 また、外来種の情報を適切に集めるための情報網の整備も重要です。そのためにも、外来種防除についての啓発事業の実施や情報収集の仕組みの整備を行います。 移入種についても、園芸種や他地域の生きもの安易な自然地への持ち込みや投棄等は、種の交雑など地域の生きもの多様性にマイナスの影響を与えることがあるということについて啓発を行っていきます。		かしわ環境フェスタにおいて、千葉県生物多様性センターにブース出展を依頼し、参加者に対して外来種等についての情報提供や啓発活動を実施している。			

柏市生きもの多様性プラン重点的施策の評価

※現状の評価について、青：実施済みもしくは実施中、赤：未実施、黄：一部実施

【評価基準】：本改訂の基本としたい下記3点の政策の方向性を基準に、現状からの評価と今後の展開、課題を考察

①保全に携わる人の充実、②手賀沼を中心とした流域全体の環境回復の意識の醸成、③希少種などの保全活動のノウハウの継承

大項目	中項目	小項目	内容	新規事業	現状	評価と課題	担当課
(4) 「生きもの多様性重要地区(仮称)」による保全と再生	①重要地区の指定及び管理体制の構築	a. 重要地区指定の枠組みの確立	既存条例の活用等により、「生きもの多様性重要地区(仮称)」制度を位置づけ、地区内での生きもの多様性の保全及び再生に必要な施策が実行できるような制度を確立します。	○	「生きもの多様性重要地区」の制度化については、未実施。 候補地となっている一部の谷津については、柏市谷津保全指針に基づいた地権者との協定制度による地区内の保全を実施している。	直近で実施した自然環境調査の調査結果より、保全に携わる人や生物多様性に理解のある人が増えていかなければ、既存の体制だけで生きもの多様性空間を維持していくことが困難な状況にあるということがみえてきている。 また、現実的な課題として、新たな保全地区を指定しても保全に携わることのできる団体も限られ、また、既存の保全地区においては高齢化等により保全作業に携わる人が減少傾向にあるという状況がみられている。 こうしたことから、新たな保全地区を拡大していくより、既存の保全地区の活用の充実と管理体制の構築に注力する必要がある。 また、活用の際には、その地区が市域全体のなかでどのような位置付けにあるか(例えば「手賀沼の水源になっている」など)を意識させることで、生きもの多様性空間の保全だけにとられない活動につながっていくものと考えている。	環境政策課
		b. 「生きもの多様性重要地区(仮称)」地区指定	「生きもの多様性重要地区(仮称)」の指定に際しては、自然環境調査結果を基に重要地区ごとに現状のカルテを作成、委員会等で検討し、地権者と協定等を結び地区指定ならびに保全計画を作成します。 また、毎年重要地区の人里の生きものや状況の変化等の確認調査を行います。	○	未実施		
		c. 「生きもの多様性重要地区計画(仮称)」の立案	地区指定後、生きもの多様性の再生の目標や地区の特性・課題に対応した保全・再生策を示す「生きもの多様性重要地区計画(仮称)」を立案します。	○	未実施		
		d. 管理体制の構築	「生きもの多様性重要地区(仮称)」の計画実現のため、行政と住民等の協働による管理体制を構築します。 初期の段階では行政が主要な役割を果たし、地区環境ボランティア組織が成熟するに従って、徐々に市民等に主要な役割を果たしてもらう管理体制を想定しています。	○	未実施		
		e. 「千葉県里山条例」、 「柏市緑を守り育てる条例」との連携	「生きもの多様性重要地区(仮称)」内の里山や樹林地については、「千葉県里山条例」の「里山活動協定」や「柏市緑を守り育てる条例」の「保護地区」を活用し、担保性を確保することとします。		計画策定以降、高柳、松ヶ崎城跡、松ヶ崎、篠籠田の4ヶ所計4haを特別緑地保全地区に指定。それ以前に指定した場所を含め、現在7ヶ所計6.4haが特別緑地保全地区となっている。 また、大青田の森において、市民団体が千葉県里山条例に基づく里山活動協定を締結し、保全活動に取り組んでいる。 ※特別緑地保全地区内においては、建築物や工作物の新築、宅地の造成、土地の形質変更等の行為が制限されている。		
②重要地区をつなぐフットパスの設定	a. フットパスのルートの検討	各重要地区で活動する市民団体等の意見も踏まえながら、水辺や谷津など生態系の違い毎のルートや、季節毎の優れた景観が望める場所をつなげたルートなど、テーマに沿ったルートを検討設定します。	○	平成28年度より毎年1ルートを設定し、市民向けイベントとして実施している。 課題として、地元から見知らぬ人に近隣を散策されることに対する抵抗感が示されており、イベント以外での自由な散策に発展できていない点があげられる。 平成28年度：箕輪地区、平成29年度：手賀地区、平成30年度：増尾地区	自然環境の面では生物多様性空間の紹介、温暖化対策としては外出促進と位置付けて施策を実施している。 本来の主旨は、作ったコースを有志の市民が自由に散策をして、地域の自然や文化といった魅力に気づきを得たり、地域の経済への貢献に寄与することにあるが、知らない人が地域に自由に入ってくることに地元の抵抗感もあり、現状ではコースの積極的な公開は行っていない。 今後、他課の同様の事業と調整を図りながら市全体としての活用を進めていく。	環境政策課	
	b. フットパス利用を支援する組織の創設	フットパスの利用を促進し、支援する行政、市民等、事業者による組織を創設します。 また、各重要地区にフットパスの情報拠点などを配置し、ルートや見所などの情報を提供します。	○	NPO法人かしわ環境ステーションと協働してルート検討やイベント開催を実施。			
①「人里の生きもの」リストの作成	a. 「人里の生きもの」リストの作成	柏市自然環境調査で「要保全生きものリスト」として挙げられた種と千葉県レッドリストを合せて「人里の生きもの」リストとします。 「人里の生きもの」とは、「柏市において、以前はよく見かけた生きもので、最近見ることが少なくなった生きもの」を位置づけます。	○	現行計画掲載のとおり 計画改訂にあわせて千葉県レッドリストにおけるカテゴリーを更新するものとする。	直近の自然環境調査においては、調査対象種の選定に活用している。 引き続き定期的に市域の生物多様性の度合いを計る指標の基準としての活用を考えている。 なお、GISデータによる全体公開については、乱獲等にもつながる懸念を持っており、その代替策として、自然環境調査結果に基づき作成したブックレット「さがせ! 柏のしぜん」を活用した「人里の生きもの」の啓発等に努めていくことを考えている。	環境政策課	
	b. GISを活用した即地的なデータベースの作成	リストアップした「人里の生きもの」リストの位置情報を、GISを活用してデータベース化し、種の分布状況や経年変化を把握していきます。データベースの市民等への提供には、むやみな採取の防止策への配慮が必要です。 また、このデータベースは、環境影響評価制度などへの活用も検討します。	○	未実施			

柏市生きもの多様性プラン重点的施策の評価

※現状の評価について、青：実施済みもしくは実施中、赤：未実施、黄：一部実施

【評価基準】：本改訂の基本としたい下記3点の政策の方向性を基準に、現状からの評価と今後の展開、課題を考察

①保全に携わる人の充実、②手賀沼を中心とした流域全体の環境回復の意識の醸成、③希少種などの保全活動のノウハウの継承

大項目	中項目	小項目	内容	新規事業	現状	評価と課題	担当課
(5) 希少種対策	②希少種の保全策	a. 要保全種の生息域の面的保全	要保全種が面的に存在している場所については、その場所を特別緑地保全地区や風致地区、柏市緑を守り育てる条例に基づく「保護地区」、本プランで提案している「生きもの多様性重要地区（仮称）」等の制度による保全を図ります。	○	現行計画において要保全種の植生が確認されているとして掲載されている「生きもの多様性重要地区」候補地のうち、酒井根下田の森緑地、松ヶ崎城跡、篠籠田市民緑地の3ヶ所について、その一部である計4.1haが特別緑地保全地区に指定をしている。	現状での希少種の保全は多くの場合で、市民団体等が特定の地区の重点的な管理に取り組むことによって成立している側面が大きい。 今後も継続的に活動に携わる人を増やすためには、生きもの多様性の保全に取り組む既存団体の協力を得ながら、現場における保全手法や年間での取組スケジュールなどのノウハウを知ってもらったり、次世代への継承を図ることが必要となってくる。 こうした活動を通じて、そこで得た知識を別の場所実践し、各地区に合わせた保全方針を築いてもらうなどして、さらに生きもの生息空間の保全の裾野を広げていく循環の創出を進めていく。	環境政策課 公園管理課 公園緑政課
		b. 公園緑地内での要保全種の保全	希少な植物や動物が生息している公園緑地では、市民等や事業者との協働により、具体的な保全活動を行います。		「こんぶくろ池自然博物館」及び「酒井根下田の森」において、市民が中心となったNPO法人が参画し、生きもの多様性空間を保持した公園緑地の維持管理を実施している。		
		c. 開発における要保全種の生息域内保全及び生息域外保全	開発等により、要保全種の生育場所が失われる可能性がある場合は、開発許可制度や本プランにおける「生きもの環境影響評価制度」等を活用し、区画形質の変更案や建物配置案に対して、なるべく要保全種への影響が少なくなるよう開発事業者に要請あるいは指導します。生息域内保全が難しく、他に保全手段がない場合は、保全可能な場所への移植など生息域外保全を検討します。	○	「生きもの環境影響評価制度」は未制定となっている。 開発事業者に対しては、必要に応じて要請や指導等を実施。		
		d. 要保全種についての調査	自然環境調査を定期的に行うことにより、要保全種に変更の必要性がないか、検討します。		平成28年度から平成30年度の3年間をかけて自然環境調査を実施。 本調査は、主に現行計画で掲載されている「生きもの多様性重要地区」の候補地について、約10年前の前回調査から土地の形状や植生等の変化についてを主眼に置いて実施している。		
		e. 要保全種に関する普及啓発	要保全種が育成する場所は、ほとんど場合、企業や個人の所有地であり、それらの所有者の管理状況によっては、生育環境が破壊や要保全種自体が失われることも考えられます。 したがって、要保全種の生育場所の地権者、その場所で事業を行っている農家や企業などに、要保全種の保全への要請と保全管理に関する啓発を行っていきます。	○	未実施		
(6) 保全のための仕組みづくり	①生きもの環境影響評価の創設	a. 市の条例等による制度の位置づけ	市の条例等により、「生きもの環境影響評価」制度を位置づけます。	○	未実施	現状では生きもの環境影響評価の制度化は未実施となっている。 今回の改訂においては、保全場所を抑えることより生きもの生息空間の保全に携わる人の裾野を広げていくことを優先的に取り組むことが必要であると考えている。 環境影響評価制度は将来的に必要な制度として希求されることも想定されるが、現時点においても大規模開発に対しては法及び千葉県条例として実施が求められる規則が存在することから、今回の改訂での重点的施策からは除外することを考えている。	環境政策課
		b. 「生きもの環境影響評価」制度を適用する事業の規模基準の設定	「生きもの環境影響評価」制度を適用する事業の規模基準は、他市の事例や柏市の開発許可制度などを参考として設定します。	○	未実施		
		c. 生きもの多様性に配慮した「予測及び評価」の手法の設定	「環境影響評価の予測及び評価手法」に、「生きもの多様性保全及び自然環境の体系的保全」「生物多様性オフセット」の視点から必要な予測及び評価手法を設定します。 特に、評価において、「生物多様性オフセット」の観点から、重要な生物について「生息域内保全」ないしは「生息域外保全」さらに「失われた生態系の代償措置」について評価可能な手法とします。	○	未実施		
		d. 事後のモニタリング	事業者には、事業後の「事後調査」及び「事後評価書」の提出を義務づけ、必要に応じて「保全措置の指示」を行う仕組みとします。	○	未実施		